明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令（**総務・法務**二）　一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（**法務**四一）　四
○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令（**同**四二）　四
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**一）　六
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三一）　六
〔規　則〕
○核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則（**原子力規制委**三）　七
〔告　示〕
○平成二十四年総務省・法務省告示第一号（出入国在留管理庁通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準）の一部を改正する件（**総務・出入国在留管理庁**一）　一〇
○昭和二十八年法務省告示第三百六十八号（出入国管理及び難民認定法による収容令書又は退去強制令書によって収容することができる場所を指定する件）の一部を改正する件（**出入国在留管理庁**三）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○総務省令第二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第百九十七号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二十四条第三項の規定に基づき、住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十日

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司

住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第二十四条第三項に規定する通知の方法を定める省令（出入国管理及び難民認定法施行令第二十四条第三項に規定する通知の方法）	住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令（出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法）
第二条　出入国管理及び難民認定法施行令第二十四条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。 ［一・二　略］ 2　［略］	**第二条**　出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。 ［一・二　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

○法務省令第四十一号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十日

法務大臣　小泉　龍司